ファイナンシャル・プランニング技能検定
２級 実技試験
生保顧客資産相談業務

（2025 年５月公表分）

注意事項

１．本試験の出題形式は、事例形式５題（15 問）です。

２．試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2024 年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

３．問題は、【第１問】から【第５問】まであります。

４．各問の問題番号は、通し番号になっており、問１から問 15 までとなっています。

５．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**

【第１問】 次の設例に基づいて、各問（問１～問３）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（52歳）は、妻Ｂさん（54歳）および母Ｃさん（76歳）との３人暮らしである。Ａさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、60歳になるまで厚生年金保険に加入した場合の公的年金の老齢給付について知りたいと思っている。

また、Ａさんは、母Ｃさんが将来、介護が必要な状態となることを心配しており、介護休業を取得した場合の雇用保険の給付についても知りたいと思っている。

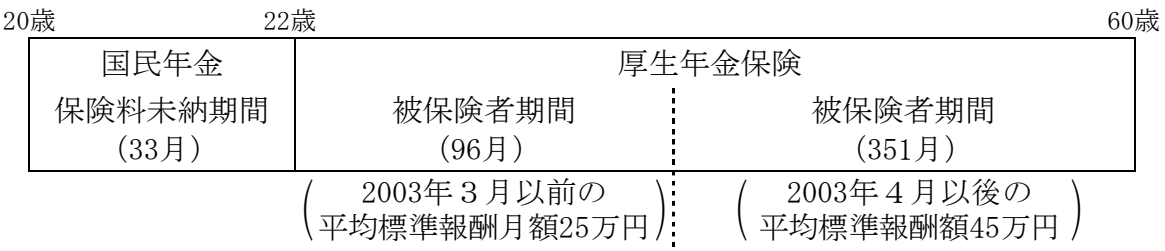
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1972年７月10日生まれ、52歳、会社員）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1970年６月15日生まれ、54歳、専業主婦）

・公的年金加入歴 ： 高校卒業後の12年間（144月）は厚生年金保険に加入し、その後は国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）母Ｃさん（1948年10月11日生まれ、76歳）

・後期高齢者医療制度の被保険者である。

※妻Ｂさんおよび母Ｃさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問１

Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\dfrac{保険料}{納付済月数}+\dfrac{保険料}{半額免除月数}\times\dfrac{□}{□}+\dfrac{保険料}{全額免除月数}\times\dfrac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$平均標準報酬月額\times\frac{7.125}{1,000}\times2003年３月以前の被保険者期間の月数$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$平均標準報酬額\times\frac{5.481}{1,000}\times2003年４月以後の被保険者期間の月数$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

問２

Ｍさんは、Ａさんに対して、妻Ｂさんが受給することができる公的年金の老齢給付について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「妻Ｂさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」

②

「妻Ｂさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額には、振替加算額は加算されません」

③

「国民年金の第３号被保険者であった期間は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません」

問３

Ｍさんは、Ａさんに対して、雇用保険の介護休業給付金について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「介護休業給付金は、Ａさんのような雇用保険の一般被保険者が、配偶者や父母などの対象家族に係る所定の介護休業を取得し、かつ、原則として、介護休業開始日前２年間にみなし被保険者期間が通算して12カ月以上ある場合に支給されます。なお、介護休業給付金の支給対象となる介護休業は、支給単位期間における就業日数が（　①　）日以下であるものに限られます。また、同一の対象家族について介護休業を分割して取得する場合、介護休業を開始した日から通算して（　②　）日を限度に３回までに限り支給されます。

介護休業給付金の額は、一支給単位期間当たり『休業開始時賃金日額×支給日数×（　③　）％』の算式で算出されます。なお、介護休業期間中に事業主から賃金の支払がある場合、その支給単位期間における介護休業給付金は、賃金額が『休業開始時賃金日額×支給日数』の13％相当額超□□□％相当額未満であるときは減額支給となり、□□□％相当額以上であるときは支給されません」

〈数値群〉

イ．10　　ロ．14　　ハ．31　　ニ．50　　ホ．56　　ヘ．67　　ト．75　　チ．93　　リ．120

【第１問】 模範解答

問１

〈答〉 ① 759,900（円） ② 1,036,724（円） ③ 447（円）
④ 1,037,171（円）

問２

〈答〉 ① ○ ② ○ ③ ×

問３

〈答〉 ① イ ② チ ③ ヘ

【第２問】 次の設例に基づいて、各問（問４～問６）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（54歳）は、専業主婦である妻Ｂさん（53歳）および長女Ｃさん（23歳）との３人暮らしである。

Ａさんは、長女Ｃさんが大学を卒業して社会人として働き始めたことを機に、生命保険の見直しをしたいと考えている。また、保障内容の見直しに合わせて、公的介護保険について理解しておきたいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類　　：　定期保険特約付終身保険

契約年月日　　：　2005年９月１日

月払保険料　　：　17,200円（65歳払込満了）

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　Ａさん

死亡保険金受取人　：　妻Ｂさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約	１日目から日額5,000円	10年
生活習慣病入院特約	１日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	―	―

※更新型の特約は、2015年９月１日に同じ保障金額で更新している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問４

Ｍさんは、Ａさんに対して、必要保障額およびＡさんが現在加入している生命保険の保障金額について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。

「生命保険の見直しをするにあたって、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障額を把握しましょう。下記の〈算式〉および〈条件〉を参考にすれば、Ａさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は（　①　）万円となります。

Ａさんが現時点で不慮の事故や所定の感染症以外の事由により死亡した場合、定期保険特約付終身保険から妻Ｂさんに支払われる死亡保険金額は(　②　)万円となります。他方、Ａさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は（　③　）万円となります」

〈算式〉

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

〈条件〉

１．現在の毎月の日常生活費は35万円であり、Ａさん死亡後の妻Ｂさんの生活費は、現在の日常生活費の50％とする。
２．現時点の妻Ｂさんの年齢における平均余命は、36年とする。
３．Ａさんの死亡整理資金（葬儀費用等）・緊急予備資金は、500万円とする。
４．住宅ローン（団体信用生命保険に加入）の残高は、400万円とする。
５．死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,800万円とする。
６．Ａさん死亡後に妻Ｂさんが受け取る公的年金等の総額は、4,900万円とする。
７．現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しなくてよい。

問５

Ｍさんは、Ａさんに対して、公的介護保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「公的介護保険の被保険者は、60歳以上の第１号被保険者と40歳以上60歳未満の第２号被保険者に区分されます。公的介護保険の保険給付を受けるためには、市町村（特別区を含む）から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」

②

「公的介護保険の第２号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、保険給付が受けられません。特定疾病の具体例として、末期がん、脳血管疾患、初老期における認知症などが挙げられます」

③

「公的介護保険の第１号被保険者が保険給付を受けた場合の自己負担割合は、合計所得金額の多寡にかかわらず、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の１割となります」

問６

Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが現在加入している生命保険の見直しについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「公的介護保険の保険給付は、主に訪問介護や通所介護（デイサービス）などの現物給付による介護サービスです。現在加入している生命保険の死亡保険金額を減額し、民間の介護保険に新たに加入することで、介護年金や介護一時金の保障を準備することも検討に値します」

②

「医療保障を見直し、保障が一生涯続く終身医療保険に加入することも検討に値します。終身医療保険は、保障内容を変更しなければ、主契約の保険料が保険期間の途中で上がることはありません」

③

「現在加入している定期保険特約付終身保険を見直す方法として、契約転換制度の利用が考えられます。転換後契約の保険料は転換前契約の加入時の年齢および保険料率により算出されるため、新規に加入する場合と比較し、保険料負担を抑えることができます」

【第２問】 模範解答

問４

〈答〉 ① 360（万円） ② 1,500（万円） ③ 2,500（万円）

問５

〈答〉 ① × ② ○ ③ ×

問６

〈答〉 ① ○ ② ○ ③ ×

【第３問】 次の設例に基づいて、各問（問７～問９）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（53歳）は、Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長である。Ａさんは、現在、従業員に対する退職金の準備の方法について検討している。

そこで、Ａさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談したところ、中小企業退職金共済制度（Ｘ社は加入要件を満たしている）の説明と養老保険（福利厚生プラン）の提案を受けた。

〈Ａさんが提案を受けた養老保険（福利厚生プラン）に関する資料〉

保険の種類	：	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	：	Ｘ社
被保険者	：	役員・従業員全員（33名）
死亡保険金受取人	：	被保険者の遺族
満期保険金受取人	：	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	：	60歳満期
死亡・高度障害保険金額	：	500万円（１人当たり）
年払保険料	：	700万円（33名の合計）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問７

仮に、将来Ｘ社がＡさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Ａさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を答えなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Ａさんの役員在任期間（勤続年数）は32年２カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

①　退職所得控除額

②　退職所得の金額

問８

Ｍさんは、Ａさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と従業員を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる共済制度です。

毎月の掛金は、被共済者１人につき、5,000円から（　①　）円までの範囲内から選択することができます。なお、短時間労働者（パートタイマー等）は月額2,000円から加入することができ、役員は原則として加入することができません。法人が支出した掛金は、その（　②　）を損金の額に算入することができます。

中退共には、中退共に新たに加入する事業主に対して、原則として、掛金月額の２分の１（被共済者１人につき5,000円が上限）を加入後（　③　）カ月目から１年間、国が助成する制度があります。また、掛金月額が18,000円以下の被共済者の掛金を増額する事業主に対して、増額分の（　④　）を増額月から１年間、国が助成する制度もあります」

〈語句群〉

イ．２　　ロ．４　　ハ．６　　ニ．30,000　　ホ．50,000　　ヘ．70,000

ト．全額　　チ．２分の１　　リ．３分の１　　ヌ．４分の１

問９

Ｍさんは、Ａさんに対して、提案した養老保険（福利厚生プラン）について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「養老保険（福利厚生プラン）の支払保険料は、その２分の１相当額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」

②

「役員や部課長など、特定の者のみを被保険者として加入する場合、支払保険料を福利厚生費として処理することはできず、支払保険料の全額を被保険者に対する給与として損金の額に算入します」

③

「養老保険（福利厚生プラン）の死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、当該被保険者の保険契約に係る資産計上額を取り崩し、当該金額を雑損失として損金の額に算入します」

【第３問】 模範解答

問７

〈答〉 ① 1,710（万円） ② 1,645（万円）

問８

〈答〉 ① ニ ② ト ③ ロ ④ リ

問９

〈答〉 ① ○ ② × ③ ○

【第４問】 次の設例に基づいて、各問（問10～問12）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（52歳）は、妻Ｂさん（49歳）、長女Ｃさん（24歳）および長男Ｄさん（14歳）との４人家族である。Ａさんは、2024年中に妻Ｂさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。また、Ａさんは、2024年中に養老保険（平準払）の満期保険金および一時払終身保険の解約返戻金を受け取っている。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（52歳）：会社員
妻Ｂさん　（49歳）：パートタイマー。2024年中に給与収入50万円を得ている。
長女Ｃさん（24歳）：大学院生。2024年中の収入はない。
長男Ｄさん（14歳）：中学生。2024年中の収入はない。

〈Ａさんの2024年分の収入等に関する資料〉

（1）給与収入の金額　：　790万円
（2）養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月	：1994年３月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：Ａさん
死亡保険金受取人	：妻Ｂさん
満期保険金受取人	：Ａさん
満期保険金額	：500万円
正味払込保険料	：400万円

（3）一時払終身保険の解約返戻金

契約年月	：2016年９月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：Ａさん
死亡保険金受取人	：妻Ｂさん
解約返戻金額	：480万円
正味払込保険料	：500万円

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび長男Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問10

Ａさんの2024年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ａさんが受け取った養老保険（平準払）の満期保険金に係る保険差益は、一時所得として総合課税の対象となります」

②

「Ａさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です」

③

「会社員のＡさんは、勤務先に所定の書類を提出することにより、年末調整において医療費控除の適用を受けることができます」

問11

所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（　①　）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）を総所得金額等から控除することができる所得控除です。

また、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている納税者が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（　②　）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（　③　）円）を総所得金額等から控除することができます。

なお、セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除と（　④　）」

〈語句群〉

イ．12,000　　ロ．32,000　　ハ．40,000　　ニ．50,000　　ホ．68,000　　ヘ．88,000
ト．100,000　　チ．120,000　　リ．200,000　　ヌ．の選択適用となります
ル．併用して適用を受けることができます

問12

Ａさんの2024年分の所得税の算出税額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	給与所得の金額	□□□円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	（　①　）円
（ａ）総所得金額		□□□円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		2,800,000円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		□□□円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		（　③　）円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5％	―
195	～	330	10％	9万7,500円
330	～	695	20％	42万7,500円
695	～	900	23％	63万6,000円
900	～	1,800	33％	153万6,000円
1,800	～	4,000	40％	279万6,000円
4,000	～		45％	479万6,000円

【第４問】 模範解答

問10

〈答〉 ① ○ ② ○ ③ ×

問11

〈答〉 ① ト ② イ ③ ヘ ④ ヌ

問12

〈答〉 ① 150,000（円） ② 380,000（円） ③ 244,500（円）

【第５問】 次の設例に基づいて、各問（問13～問15）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（57歳）の父Ｃさんは、賃貸アパートの貸付事業を行い、Ｘ市内の自宅（実家）で１人暮らしをしていたが、先月、病気により死亡した。父Ｃさんの相続に係る相続人は、Ａさんおよび弟Ｂさん（55歳）の２人である。

父Ｃさんは、生前に家族と相続について話し合っておらず、遺言書も作成していなかった。Ａさんは、弟Ｂさんと相談して遺産分割を行う予定であるが、相続税の申告等、わからないことが多い。

また、Ａさんおよび弟Ｂさんは、他県でそれぞれが所有する自宅に住んでおり、Ｘ市に戻る予定はない。 実家の建物は築後かなりの期間が経過しており、老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、実家（敷地および建物）については、相続手続の終了後、売却したいと思っている。また、父Ｃさんが所有していた賃貸アパート（敷地および建物）については、Ａさんが相続により取得し、貸付事業を承継する予定である。

〈父Ｃさんの主な相続財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

①現預金　　：　4,000万円

②自宅（実家）

敷地（350㎡）：　8,000万円

建物　　：　　300万円

③賃貸アパート（全室、賃貸中）

敷地（300㎡）：　4,500万円（注）

建物（６室）：　2,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈父Ｃさんが加入していた一時払終身保険の内容〉

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　父Ｃさん

死亡保険金受取人　　：　Ａさん

死亡保険金額　　：　1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問13

父Ｃさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は１億4,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		１億4,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	Ａさん	□□□万円
	弟Ｂさん	（　②　）万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	―
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

問14

父Ｃさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

Ⅰ

「父Ｃさんが死亡した年分の所得税について、確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内に準確定申告を行わなければなりません」

Ⅱ

「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　②　）カ月以内に提出する必要があります。申告書の提出先は、（　③　）を所轄する税務署長です」

Ⅲ

「相続により不動産の所有権を取得した相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から（　④　）年以内に、その不動産について相続登記の申請をする必要があります」

〈語句群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．４　　ホ．６　　ヘ．８　　ト．10

チ．相続人の住所地　　リ．被相続人の死亡時の住所地

問15

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「仮に、実家の敷地および建物をＡさんと弟Ｂさんが共有名義で相続した後、共同して売却し、本特例の適用を受けた場合、譲渡所得の金額の計算上、Ａさんと弟Ｂさんのそれぞれが最高で3,000万円の特別控除を控除することができます」

②

「本特例の適用を受けるためには、相続により取得した実家の敷地および建物を相続税の申告期限までに売却する必要があります」

③

「本特例の適用を受ける場合、重複して『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』（相続税の取得費加算の特例）の適用を受けることができます」

【第５問】 模範解答

問13

〈答〉 ① 4,200（万円） ② 1,400（万円） ③ 2,800（万円）

問14

〈答〉 ① ニ ② ト ③ リ ④ ハ

問15

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×